

MSDS（化学物質等安全データシート）とは

Q

当社は金属製品製造業で、金属部品の脱脂洗浄工程で第2種有機溶剤を使用しています。

ところが先日溶剤の購入先から、新しい商品の説明があり、この商品は有害性が低く、MSDSによると労働安全衛生法の適用がなく、作業環境測定も、特殊健康診断も実施しなくてよいとのことでした。

私は当社の衛生管理者ですが、MSDSについてよく知りませんのでどのようなものか教えて欲しいのですが。

A

ご質問のMSDSについてご説明します。

1) MSDSとは

労働省が平成4年7月に告示した『化学物質の危険有害性等の表示に関する指針』に基づく『化学物質等安全データシート (Material Safety Data Sheet)』のことです。

2) MSDSの役割は

現在、職場で使用されている化学物質は約6万種類を数え、毎年500種類以上の新たな化学物質が使用されています。これに対して、労働安全衛生法（第57条）に基づく危険有害性等の表示対象物質は104物質にしか過ぎません。平成23年4月に改正された労働安全衛生法では640物質がMSDS交付の対象となっています。

毎年発生している化学物質による労働災害の防止上、日常使用しているすべての化学物質等について、危険有害性、適切な管理方法などを取り扱い者等に十分周知することが最も重要なことです。

このためのシステムを制度化したものが、化学物質等の危険有害性表示制度です。MSDS（化学物質等安全データシート）はこの制度の中心的な役割を果たしています。

3) MSDSに記載されている内容は

MSDS（化学物質等安全データシート）には、その危険有害化学物質等を適切に管理するために必要な、下記の事項が記載されています。そのため、新しい商品を使用するとき、またすでに使用している商品についてもMSDSを購入先から入手されることをお勧めします。

MSDS記載事項

- | | |
|------------------------|----------------|
| ① 名称 | ⑧ 危険性または有害性の要約 |
| ② 成分およびその含有量 | ⑨ 安定性および反応性 |
| ③ 物理的および化学的性質 | ⑩ 適用される法令 |
| ④ 人体に及ぼす作用 | ⑪ その他参考となる事項 |
| ⑤ 貯蔵または取り扱い上の注意 | |
| ⑥ 流出その他の事故が発生した場合の応急処置 | |
| ⑦ 通知を行う者の氏名、住所および電話番号 | |

4) MSDS利用上の留意点は

有害性の低い溶剤として普及したジクロロメタンが発がん物質第2群B〔証拠が比較的十分ではないが、ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質〕に該当し、また毒性についてはまったく注目されていなかった2-ブロモプロパンの取り扱い者に生殖機能障害が発生しています。この事例からも明らかのように、一般に有害性の情報はまだまだ不十分であることを認識する必要があります。

また、労働安全衛生法が適用される化学物質は現在使用されている化学物質のごく一部であり、法令の適用がなくても労働衛生上問題となりうる化学物質はたくさんあります。このようなことから、現時点では有害性が低いと考えられ、あるいは、労働安全衛生法の適用がない物質であっても、安心することなく、その物質による健康への悪影響を予防するための適切な管理が必要となります。

〈参 考〉

●化学物質の危険有害性等の表示に関する指針に基づく表示制度

(平成4年7月1日 労働省告示第60号)

●労働安全衛生法 (第57条)に基づく表示制度

